

○国立大学法人鹿児島大学奨学寄附金受入規則

平成16年4月1日

規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)が奨学を目的とする寄附金及び有価証券(以下「奨学寄附金」という。)を受入れるために必要な財務の手続きを定める。

2 寄附による有価証券のうち株式を取得する場合の取扱いについては、国立大学法人鹿児島大学における寄附により取得する株式取扱規則(平成29年規則第85号)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各学部、各研究科、各学内共同教育研究施設等及び附属病院をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に定める部局の長(事務局においては学長)をいう。

3 この規則において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国債
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (4) 地方債
- (5) 社債
- (6) 株式

(受入れの制限)

第3条 奨学寄附金の受入れに際して、次の各号のいずれかに掲げる条件が付されているものについては、受入れることができない。

- (1) 奨学寄附金により取得した資産を寄附者に無償で譲与すること。
- (2) 奨学寄附金による研究の結果、特許権又はこれに準ずる権利が生じた場合、これを寄附者に無償で使用させ、又は譲与すること。
- (3) 奨学寄附金の使用について、寄附者による会計監査が義務づけられているもの
- (4) 奨学寄附金を受入れた後、寄附者が自己の意思により奨学寄附金の全部又は一部を取り消すことができるもの

(受入れの決定)

第4条 奨学寄附金の受入れは、部局長が決定する。

(奨学寄附金の受入れ)

第5条 部局長は、前条の規定による受入れを決定したときは、直ちに寄附者に対し寄附を

受入れる旨の礼状を送付し、関連書類の写しを添えて出納命令役に通知するものとする。

2 出納命令役は寄附者に納入依頼書を送付するものとする。

3 出納役は、奨学寄附金が納入されたときは、部局長に通知するものとする。

(使途の制限)

第6条 奨学寄附金は、その寄附目的以外に使用してはならない。

(助成金等の取扱い)

第7条 役職員は、研究助成団体等から当該役職員個人に対して助成金等の供与を受けた場合であって、これが当該役職員の本学における職務上の教育研究に対する供与であるときは、この規則の定めるところにより助成金等を速やかに奨学寄附金として本学に寄附しなければならない。

(その他)

第8条 本学における奨学寄附金の受け入れに関して、国立大学法人鹿児島大学会計規程(平成16年規則第75号)及び本規則に定めのない事項は、学長が指名する理事が決するところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年9月28日から施行する。